

審査項目・方法

本実施要領及び仕様書等に基づき提出された技術提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査する。

1) 選考（プレゼンテーション）

- ・プレゼン 20 分以内、質疑応答 10 分以内とする。
- ・入室人数は 3 名以内とする。（説明者は本案件を受託した場合の主な担当者となるものとする。）
- ・技術提案書記載外の提案は不可とする。
- ・事業者名が特定されないよう留意すること。
- ・パソコン等を用いて説明する場合は、モニターとHDMIは篠栗町で用意するが、パソコン等その他必要機器は説明者の持ち込みとする。

2) 評価項目及び配点

No.	評価項目	評価要点	配点
1	取りまとめ	実現可能性・質の高さ	20
2	コンセプト	将来人口等を踏まえた具体的構想	15
3	業務工程	具体性・実現性	15
4	実施体制	組織体制・資格・経験・能力	10
5	実績	同種計画策定実績	10
6	独自提案	独創性・有効性	20
7	プレゼンテーション能力	熱意・コミュニケーション	10
合 計			100

3) 評価の方法

- ・評価はプロポーザル審査委員会で行う。
- ・審査方法は、企画提案書等の書類、プレゼンテーションについての定めた評価項目及び評価点に基づいて評価を行う。
- ・審査委員 1 名あたり 100 点とし、人数は 5 名とする。
- ・各審査委員の点数の総和により申込者の評価点数を決定する。
- ・下記の要件のどちらかに該当する場合は失格とする。
 - ① 評価点数が 300 点未満の場合
 - ② 評価点数内に審査委員 1 名あたりの点数が 30 点未満の者がいる場合
- ・失格者を除く申込者の中で、最も高い点数の者を受託候補者とする。
- ・点数が同点となった場合は、次の順によって決定する。

- ① 評価項目No.1 とNo.6 の合計の点数が大なる者
 - ② 評価項目No.2 とNo.3 の合計の点数が大なる者
 - ③ プロポーザル審査委員会内にて決定した者
- ・ 申込者が全て失格の場合は、受託候補者の決定を行わない。